

(第1号様式)

入札（見積合わせ）結果調書

件名	旭川空港運営事業等に関する総合アドバイザー業務委託				
契約方法及び根拠条項	随意契約（一者特命） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号				
契約の相手方	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 EY新日本有限責任監査法人 代表社員 片倉 正美				
契約金額	1,083,500円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税 98,500円）				
契約期間	契約締結の日 から 令和4年3月31日 まで				
契約担当課	地域振興部 旭川空港事務所				
入札（見積）日時	令和3年4月2日 9時00分				
入札（見積）結果					
	業者名	第1回	第2回		入札等の執行状況
1	EY新日本有限責任監査法人	985,000円			決定
2					
3					
4					
5					
一者特命の随意契約とした理由	<p>北海道内7空港（新千歳，函館，釧路，稚内，女満別，帯広，旭川）については，令和元年7月に優先交渉権者を選定，同年10月31日に優先交渉権者が設立した北海道エアポート(株)との実施契約を締結したところであり，令和2年6月から新千歳空港，同年10月から旭川空港，令和3年3月から残り5空港の空港運営事業が開始されたことにより，上下一体化による北海道内7空港一括民間委託が開始となったところである。</p> <p>運営者が実施する空港の維持管理運営については，本市が管理者としてモニタリング等を通じて監視していくこととなるが，その効率的な進め方については専門的な助言が必要であること，また今般，新型コロナウイルス感染症の感染拡大により航空分野も多大な影響を受け，これに伴い運営者が実施する北海道内7空港の維持管理運営にも影響が及んでいることから，今後，実施契約や運営者による提案施策の履行について，管理者として実施契約に沿った対応が必要となることが想定される。</p> <p>同法人は北海道内7空港特定運営事業のアドバイザーを務め，実施契約書等を策定するなど本事業に最も精通しており，実施契約等の適用等に関して助言を行う本業務を適切に遂行できると認められることから，同法人を相手方として選定する。</p> <p>なお，北海道庁，帯広市も同様に同一法人に委託する予定である。</p> <p>（旭川市随意契約ガイドライン 2（1）イに該当）</p>				